

令和7年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧(栃木地域・吹上・寺尾地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	仲方	【アンダーパス冠水対策用センサーカメラ設置について】 本年3月25日に開催された栃木西部熟くり塾において、市道1024号線吹上小学校西側50m地点にある東北自動車道下のアンダーパスは、降雨時に冠水するということを指摘した参加者がいた。 当該箇所は交通量が多いため、冠水対策用センサーカメラを設置して危険回避をできればとして、質問を提出しました。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご指摘のありましたアンダーパスは、NEXCO 東日本が排水ポンプを2台設置して冠水対策を行っており、高水位などの異常が発生した場合には、NEXCO を経由して市にも通報が入るシステムが備わっております。 このシステムは冠水対策用センサーカメラと同じような機能があり、通報があった場合は早急に現地を確認し、通行止めなどの対応を行っております。今後につきましても降雨状況を確認し、危険回避に努めてまいります。
2	木野地	【簡易舗装市道の舗装化について】 簡易舗装されている市道がガタガタの状態です。水たまりが深くなり、高齢者の手押し車は通行できず支障が出ています。対処をお願いします。 対象か所は木野地町 489-9 付近の約 50m	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の個所につきまして、現状を確認し、全体的な補修が必要であると認識しております。 市内には貴自治会で要望いただいているような、補修が必要な道路が多数ありますことから、道路補修等をご希望の場合には『生活道路補修要望書』の提出をお願いしております。 各自治会から提出された上記要望書に基づき、計画的に道路の補修等を順次進めておりますので、貴自治会に置かれましても要望書の提出をお願いいたします。
3	大森	【道路における安全対策(停止線や路面標示・標識)について】 大森土地区画整理事業地内の一時停止規制のある交差点において、停止線や止まれの路面標示がかなり薄くなってきております。また、県道との交差点においては規制(設置)されていない箇所や止まれ標識の支柱が根元から曲がっている箇所もあります。 そのようなことから安全な通行確保に向け、ラインの引き直しや施設の設置等について対応していただきますようよろしくお願いいたします。	【交通防犯課:TEL 21-2151】 要望箇所について、それぞれ現地調査を行いました。 ご要望の停止線や止まれの路面標示、並びに止まれの規制標識に関しては、栃木県公安委員会が権限を有しているため、現地調査結果を踏まえ、市から栃木警察署に、地元からのご要望内容についてお伝えいたしました。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
4	梅沢第一	【一時避難所の設置について】 台風などの大雨による避難指示等が出されたとき、避難所までの距離が遠い場合などは車での避難となるが、道路が冠水している場合などは、道路と排水溝・用水路等の境が分かりずらくなり脱輪するなどの危険性があります。特に夜に避難する場合は、その危険性がより増すと懸念されます。 このため、指定された避難所とは別に、一時的に避難が出来るような場所を設置することはできないでしょうか。	【危機管理課:TEL 21-2551】 市では、洪水などの災害が発生した時・する時に、市が開設する避難所へ避難する前に地域の方々が集合する場所や、一時的に避難して様子をみたりする場所として「災害時一時避難場所」の登録制度を設けています。これは、50cm未満の浸水想定区域であることや、土砂災害警戒区域ではないことなどの選定基準を設けて、自治会からの申請により自治会公民館等を登録するものです。 梅沢第一自治会におきましても、基準に合致した自治会公民館等の建物を選定し市に申請をいただくことで、一時避難所として登録することが可能です。 なお、市では、大雨による避難所開設については、雨が強くなる前、明るいうちに避難所を開設することとしておりますので、市から発信する避難所開設情報を注視いただきながら、早めの避難をお願いいたします。 また、ご指摘のとおり、冠水時や夜間等、道路状況を判断しづらい状況では、移動すること自体に危険が伴います。その場合は無理に移動せず、ご自宅の2階への避難や近隣のお宅への避難も含め、少しでも安全な場所を避難先とするなど、状況に応じた避難行動をとられるようお願いいたします。
5	梅沢町第二	【梅沢地区内の道路整備舗装について】 寺尾小学校校庭南側に繋がる道路は、地域の主要な生活道路として利用されていますが、要望箇所は防塵舗装であり、補修の繰り返しで路面の凹凸がひどい状況にあります。 また、寺尾小学校の通学路でもあり、雨の日には水たまりが多く出ることから、児童の歩行に不便をきたしている状況です。 つきましては、本道路の早急な舗装補修を要望します。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望いただきました道路につきましては、認定外道路となっており、全面的な補修は難しいと考えておりますが、定期的に現状を確認しながら、路面の凹凸や穴などの部分的な補修を実施してまいりますので、大変申し訳ございませんが、ご理解願います。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
6	星野町	【星野町の河川公園の管理について】 令和6年10月に寺尾公民館を通して、星野町の河川公園の管理について要望書を提出しましたが、未だ回答がありません。 現在、どのようなになっているのか、説明をお願いします。	【公園緑地課:TEL 21-2414】 【交通防犯課:TEL 21-2151】 昨年度ご要望いただきました件について、回答が遅れてしまい申し訳ありませんでした。 星野河川公園への防犯カメラ設置要望につきまして、同様の事件が今後多発するようであれば設置の検討を行ってまいります。 また、防犯カメラを自治会が設置する場合の補助金制度がございますので、交通防犯課の窓口にてご相談いただくこともできます。 公園出入口の閉鎖につきましては、毎日開閉を行うことが難しいため、公園の出入口に誤侵入を防止するための案内看板を設置いたします。 なお、防犯の観点から、引き続き、警察には当公園の巡回をお願いしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
7	星野町	【フリースクールについて】 2024年4月、寺尾地区にフリースクールが開設されました。そこに通っている子どもたちは、いろいろな事情がありフリースクールに通うことになったと思います。 今後、栃木市としては、義務教育の中で自治体からの支援がない状況により運営しているフリースクールを、どのような位置づけにしていく考えなのか伺います。 また、フリースクールに通うことで卒業単位が取得できるという事を聞いておりますが、その場合、学力差などが極端に広がる懸念はないのでしょうか、併せて伺います。	【学校教育課:TEL 21-2293】 令和5年3月文部科学省のCOCOLOプランで示された「一人一人のニーズに応じた多様な学びの場」の一つとして、フリースクールという形で子どもたちを温かく受け止めていただいております。 小学校と中学校では、卒業に必要な単位というものは設けられておりません。フリースクールへ通った場合は、文部科学省から出されている出席扱いの要件と照らし合わせ、校長の判断で出席扱いにすることができ、卒業については、児童生徒の学習の態度等を評価し、校長が認定します。 学習については、学校内外問わず多様な学びの確保が求められることから、学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援を行ったり、学校で行われている教育活動について本人、保護者と共通理解を図りながら、学びを止めない工夫に努めております。 今後も、保護者、フリースクール、学校が連携を図り、子どもたち一人一人に応じた多様な支援の可能性を広げていくとともに、安心して学べる環境づくりに努めてまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
8	寺尾まちづくり協議会	【空き家・空き地問題について】 寺尾地区には何件もの空き家があります。今後、少子高齢化・核家族化が進む中で避けることができないことと認識しております。実際、空き家の近辺に暮らしている住民からは防犯上、不安の声が出ています。空き家になると、住宅、宅地の手入れが滞ることから、家の周辺に雑木や雑草が生い茂り、敷地内の様子が見えなくなります。こうなると、不審者が入り込んで周囲の治安を乱したり、ゴミの不法投棄をされたりと、様々な良からぬ事態を誘発しやすくなります。空き家・空き地の問題は個人の問題ですが、同時に地域の問題でもあります。 空き家・空き地は個人の所有であり、勝手に他人が入ることはできません。また、所有者も近くにいるとは限らず、現在誰が所有者なのかも分からず、連絡を取ることもできないところも多数あります。 是非、行政より空き家・空き地の所有者に対して、助言や指導をお願いします。	【建築住宅課:TEL 21-2452】 【環境課:TEL 21-2420】 近隣にお住まいの方などから適正に管理されていない空き家に関する情報提供があった場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき所有者等の特定を行い、文書等により適正管理を促す助言、指導等を行っております。 また、空き家所有者等に対しては、空き家の利活用を図る空き家バンク制度、老朽化等により再利用が難しい空き家に対する解体補助制度、空き家の相談・管理等に対応する空家等管理活用支援法人制度等の各種支援制度の周知を併せて行うなど、引き続き空家等対策を推進する取組に努めてまいります。 危険な空き家の発生を抑制するためにも、空き家に関する情報提供にご協力くださいますようお願いいたします。 また、管理不十分な空き地につきましても、市民の方等からご相談をいただいた場合、市職員による現地確認を行い、周辺に影響が生じると考えられるときには、所有者を確認し、現況写真を添付した文書を所有者に通知し、空き地の適正な管理や草木の除去等の対応をお願いしております。
9	寺尾まちづくり協議会	【道路上に張り出した樹木の伐採等について】 沿道に樹木が張り出すことにより、車両の通行に支障をきたしたり、カーブミラーを見ずらくする等、事故を引き起こす可能性の一因となっております。 しかし、樹木の伐採や剪定、枝払いを所有者に依頼しても改善されないのが現状です。 道路の安全を確保するためにも所有者に対して、樹木の伐採や剪定等を行うよう行政から注意喚起をお願いします。	所有者等の管理が行き届かない樹木等の張り出しについて、市民の方等から相談があった場合には、市職員による現地確認を行い、周辺に影響が生じると考えられるときには、所有者等を調査し、文書等により適正管理を促す助言、指導等を行っております。 管理不全の土地を発見した際には、市にお知らせいただきますようお願いいたします。 【空き地の管理について:環境課 TEL 21-2420】 【農地の管理について:農業委員会事務局 TEL 21-2394】 【空き家の管理について:建築住宅課 TEL 21-2452】

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
10	鍋山第一 (寺尾地区 ゲートボー ル協会)	【寺尾中学校廃校後の利活用について】 寺尾中学校廃校後の利活用について、栃木市としては、既に幾つかの案を俎上にされていると思います。 過去に寺尾南小学校の件で苦い経験をしている私たちとしては、今後、スケジュール化された日程に沿って、地元との懇談会や協議会など経た上で進めていただくことを要望します。	【行財政改革推進課:TEL 21-2344】 廃校後の利活用につきましては、スケジュールに沿い、市場調査を実施したところであり、10月の公募に向け準備を進めております。 市場調査の結果や寺尾地区自治会連合会からいただいた要望書等に基づき、公募の内容を検討し、地元の皆様にもお知らせしてまいります。